2008.02.29

PL Report ＜2007 No.11＞

国内の PL 関連情報

リコール実施状況に関する調査で、過半の製品が回収率３割未満にとどまる

（2008 年 1 月 9 日　日本経済新聞）

消費生活用製品のメーカーを対象に、リコールの実施状況を問うアンケートを行なったところ、過半の製品で回収率が 30%未満にとどまっている実態が、新聞社の調査で明らかとなった。

調査は、経済産業省宛に重大事故の報告があったもののうち、主要企業 36 社を対象にアンケート形式で実施。27 社より回答があり、回収率の回答があったものは 16 社 23 製品であった。このうち、12 製品については回収率が 30%未満であり、特に販売から 10 年以上経過した製品の回収率は 10%前後であった。一方、薄型テレビなど販売時期が新しい製品や住宅メーカーなどに直接販売している機器類の回収率は 50%以上で、風呂釜など回収率が 90%を超えるケースもあった。

また、リコール実施に伴うコスト負担について 1 億円超と回答した企業は 9 社あり、中には 20 億円を超すケースも存在した。

ここがポイント

販売開始から長期間経過した製品については、その多くが廃棄されている可能性が高いため、そもそも全数回収は不可能です。このため、メーカーとしては、該当製品の市場やエンドユーザーにおける残存率を考慮して回収の事実上の進捗度を評価することになります。しかし、そもそも残存率を正確かつ客観的に算出することが困難である上、特に消費生活用製品は、利用者の特定が難しいという点がメーカーの悩みとなっています。

一般に消費生活用製品は、自動車等と異なり、製品販売後のトレーサビリティが効きにくいため、リコールにあたっては、不特定多数のユーザーに対し、リコール告知の認知度をいかに上げるかがポイントになります。例えば、社告・プレスリリースの実施後、マーケットリサーチを実施することにより、対象ユーザー層におけるリコールの「認知度」を確認し、この「認知度」が低いようであれば、再告知等の追加措置を講じるなどの方法が考えられます。

大手住宅用サッシメーカーが製品安全基本方針を制定

（2008 年 1 月 24 日　日刊工業新聞）

住宅用のサッシ・建材等を製造販売する大手メーカーが、経済産業省が制定した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」に基づき、このほど「製品安全基本方針」を策定したと発表した。

本基本方針は、同社取締役会での審議・決定を経てリリースされた。前文において、「綱領に基づき、製造・販売する製品の安全性を確保して、お客様に安全・安心をお届けすることが社会的責務である」とした上で、「リスク管理体制の整備」、「製品事故情報の収集と開示の取り組み」、「製品回収などの取り組み」の 3 つを柱とした内容となっている。

ここがポイント

大手メーカーを中心に、多くの企業が、以前より自社の製品安全方針を策定しています。しかし、その中には 1995 年の PL 法施行を契機としたものが少なくなく、制定後十数年を経て形骸化してしまっているケースも珍しくありません。

前述した経産省のガイドラインでは、製品安全に関する方針・計画について「取締役会決議と社外への公表」を要請しており、会社法で要求される内部統制システムの一環として位置づけられています。

企業としては、策定した自社の製品安全方針を周知させるだけでなく、製品に関するリスクを低減させるためのマネジメントシステムを構築・運用し、具体的な成果を挙げることが求められています。特に経営トップの役割は重要であり、機会あるごとに、製品安全の必要性・重要性に関するメッセージを社内外に表明することなどを含めて、製品安全の思想を企業風土として根付かせるため継続的に取り組むことが大切です。

国交省が遊戯施設やエレベーターの安全対策強化へ

（2008 年 1 月 29 日　読売新聞ほか）

国土交通省は、ジェットコースターなどの遊戯施設やエレベーターで近年事故が相次いだことを受け、安全対策の強化に向けた検討に入った。

対策の内容は、①運行を制御する安全装置に対する大臣認定制度の創設、②設備の構造や主要な使用材料に関する技術基準の確立、の 2 点が中心。前者については、第三者の専門機関による性能評価を義務付けることとし、後者については、過去の事故で問題となったジェットコースターの客席やエレベーターの駆動装置などを対象に、構造・強度・材質等に関する技術基準を新たに設ける。

安全装置の認定制度については 1 年後に、技術基準の確立については 3 年以内をメドに、それぞれ制度化を図る予定としている。

ここがポイント

遊戯施設やエレベーターについては、現行の建築基準法においても、ブレーキや非常停止装置などの安全装置の設置が義務付けられていますが、安全装置の性能を評価する制度が存在せず、自治体で審査を素通りしてしまうなどの問題がありました。このため、国土交通省は、建築基準法の施行規則を改正し、安全装置に対する大臣認定制度を創設するのと併せ、これまで明確でなかった設備の構造や主要材質に関する技術基準を新たに確立させる方向で検討を具体化させることとしています。

企業としては、自社の安全基準の内容・根拠を今一度整理し、レビューするとともに、自社基準の妥当性について、制度化の動向を注視しつつ検証するなど、新制度に即応できる準備をしておくことが得策です。

海外の PL 関連情報

米国の訴訟濫用監視団が「おかしな警告ラベル大賞」を発表

ミシガン訴訟濫用監視団は、このほど「2007 年 おかしな警告ラベル」大賞を発表し、小型トラクターに貼付された警告ラベルを 1 位に選んだ。

ミシガン訴訟濫用監視団は、米国における濫訴の現状に意見を唱える民間団体の一つで、毎年、「おかしな警告ラベル」を全米から収集・調査し、順位付けを行い発表することで、行き過ぎた PL 訴訟社会の現状を訴えている。

コンテスト開始 11 年目にあたる 2007 年のランキングは以下のとおり。

	製品	警告ラベルの文言
1 位	小型トラクター	危険；死を避けなさい
2 位	T シャツ用アイロンプリント	シャツをきたままアイロンを当てないでください
3 位	乳母車	小物入れに子供を入れないでください
4 位	レターオープナー	注意；安全ゴーグルを推奨します
5 位	文字を消すことのできる布用サインペン	このサインペンは小切手や法的書類へのサイン用として使用すべきではありません

同監視団では、「近年、消費者より提訴される心配から、メーカーが自社製品に非常識な警告ラベルを貼付するケースが急増する傾向がみられる。問題の背後には、メーカーに対して必要以上に不安を煽る弁護士や、不可解な結論を出す裁判所の存在がある。」とコメントしている。

ここがポイント

行き過ぎた訴訟社会の弊害がしばしば問題視される米国において、近年、ミシガン訴訟濫用監視団のような団体が発言を強めています。ちなみに同団体は民間人が集まり結成された市民団体で、本拠はミシガン州にありますが、インターネットなどを通じ全米からの情報収集と発信を行うなど、活動は全米に及んでいます。

本文でご紹介した警告ラベルは、常識的には考えられない内容ですが、米国の一部では PL 対策に関する誤った理解が未だに残っているのも事実であり、行き過ぎた訴訟社会の弊害を垣間見ることができる事例といえます。

有毒ドッグフードを巡る集団訴訟で和解が成立

致死性の高いカビ毒素を含んだドッグフードの製造・販売を巡り、損害賠償等を求めて購入者がメーカーを提訴していた集団訴訟に関し、被告メーカーが原告に対し総額 3.1 百万ドル（約 3.4 億円）を支払うなどとする条件での和解がこのほど成立した。

問題のドッグフードは、飼料販売店や農機具販売店を通じて販売されていたが、米国内にある被告メーカーの特定の工場から出荷されたドッグフードに、アフラトキシン（カビ毒の一種）に冒されたトウモロコシを原材料として製造されたものがあったことが発覚した。メーカーは 2005 年 12 月にリコールを実施したが、購入者の多くが補償を受けられていないなどとして集団訴訟が

提起されていた。

今回合意した和解金については、ドッグフードを食べた犬が体調を崩したり、死亡したなどの拡大損害に加え、製品の購入代金の払い戻しや訴訟費用も含まれる。対象製品を食べた犬を飼っている原告は、検査の結果、毒素に対して陰性・陽性のいずれを示したかにより 200 ドルまたは 1000 ドルの治療費用を請求することができる。犬が死亡してしまった場合、犬の価値（1000 ドルを上限とする）に最大 1000 ドルを上乗せした金額を請求することができる。飼い主の精神的苦痛や埋葬に要した費用は補償の対象とならない。

今回の和解を受け、原告側弁護士は、合意内容が全ての原告にとって満足のいくものかどうかのコメントは避けつつも、被告企業側における一連の対応については評価するとのコメントを残した。

ここがポイント

本件は、昨年米国で大きな問題となった、メラミンが混入した中国産原材料による有毒ペットフード事件とは異なるものですが、米国において有毒物質の混入した製品を販売したことが発覚した後の展開を示す一例といえます。

混入の原因や経路の詳細は明らかになっておらず、被告メーカーも、当初は自社の過失を否定していましたが、事案の内容に鑑み、これ以上訴訟で争ったとしても自社に有利な状況が展望できないとの判断により、和解に応じることにしたものと思われます。

設計・製造の段階で自社に過失がなかったとしても、状況を総合的に勘案し、出荷の時点で自社の製品に有毒物質が混入していた蓋然性が高いようであれば、メーカーは被害者に対して、製造物責任や債務不履行責任を負う可能性が高いため、一般にメーカーとしては早期和解を目指すことが得策である場合が少なくありません。他の訴訟への影響を考慮し、損害の最小化を目指しつつも、より多くの被害者が許容しうる損害賠償基準を提示することが大切です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2008